多量排出事業所とは



ここでいう「多量排出事業所」とは、事業活動に伴い、次の1から4までにあげる条件に該当する事業所のことを指します。この条件に該当する事業所は、適切な処理、処分を行うために廃棄物管理責任者を選任し、一般廃棄物の種類、発生量、減量化・資源化の方策等を記載した「減量化及び資源化計画書」を市に提出することが、条例で義務付けられます。

- 1. 1月に3トン以上の一般廃棄物を積算期間(4月から翌年3月31日までの間をいう。)、継続して発生させた事業所
- 2. 積算期間内に40トン以上の一般廃棄物を発生させた事業所
- 3. 日本標準産業分類に定める金融保険業及び情報サービス業であって、継続して1月当たり1トンの一般廃棄物を発生させた事業所
- 4. その他、年度途中において新たに事業を開始した事業者にあっては、その年度内に3月以上の事業期間があり、月3トン以上の一般廃棄物を発生させた事業所

また、これらの条件に該当しない事業所でも、多量排出事業所に次ぐ分量を排出した事業所については、市職員が訪問して分別や発生抑制の取り組み状況について確認し、多量排出事業所と同様の「減量化及び資源化計画書」の提出等を要請することがあります。

事業所は、その規模にかかわらず、限られた資源やエネルギーを有効に活用し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するため、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を、市民・行政とともに協力して推進していくことが、今求められています。特に、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業許可業者などに収集を依頼している場合でも、廃棄物の排出抑制に努めて資源物とごみを分け、品目毎に分別して排出することが必要です。



今後もいっそうのごみ減量化・資源化にご協力をお願いします。